

令和2年12月1日
国 税 庁

熊本県の一部の地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書の発送再開に係るお知らせについて

令和2年7月豪雨による被害により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、熊本県の一部の地域（下表の指定地域。）に納税地を有する方については、令和2年7月4日から令和3年1月31日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、令和3年2月1日（月）となりました。

これに伴い、発送を見合わせておりました、令和2年分消費税及び地方消費税の中間申告書につきましては、発送を再開させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

ご不明な点がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

○熊本県の一部の地域

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
熊 本 県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村	人吉
	八代市坂本町 葦北郡芦北町	八代